

医療的ケア児等支援研修  
「学校における医療的ケア児の受入・支援について」

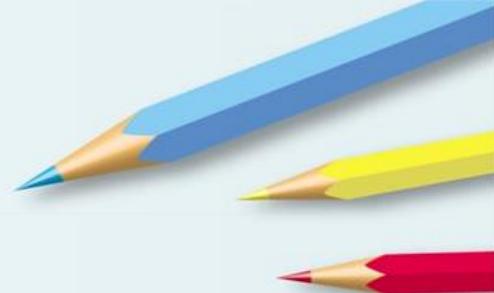
加須市の  
医療的ケア児への支援について



令和8年1月19日(月)  
加須市教育委員会学校教育課

- 
- 1 はじめに(本市の現状)
  - 2 医療的ケア児の受入準備について
  - 3 医療的ケア児の受入後の対応について
  - 4 おわりに(成果と課題)





## Kazo City Access



埼玉県の北東部  
群馬県、栃木県、茨城県に  
隣接

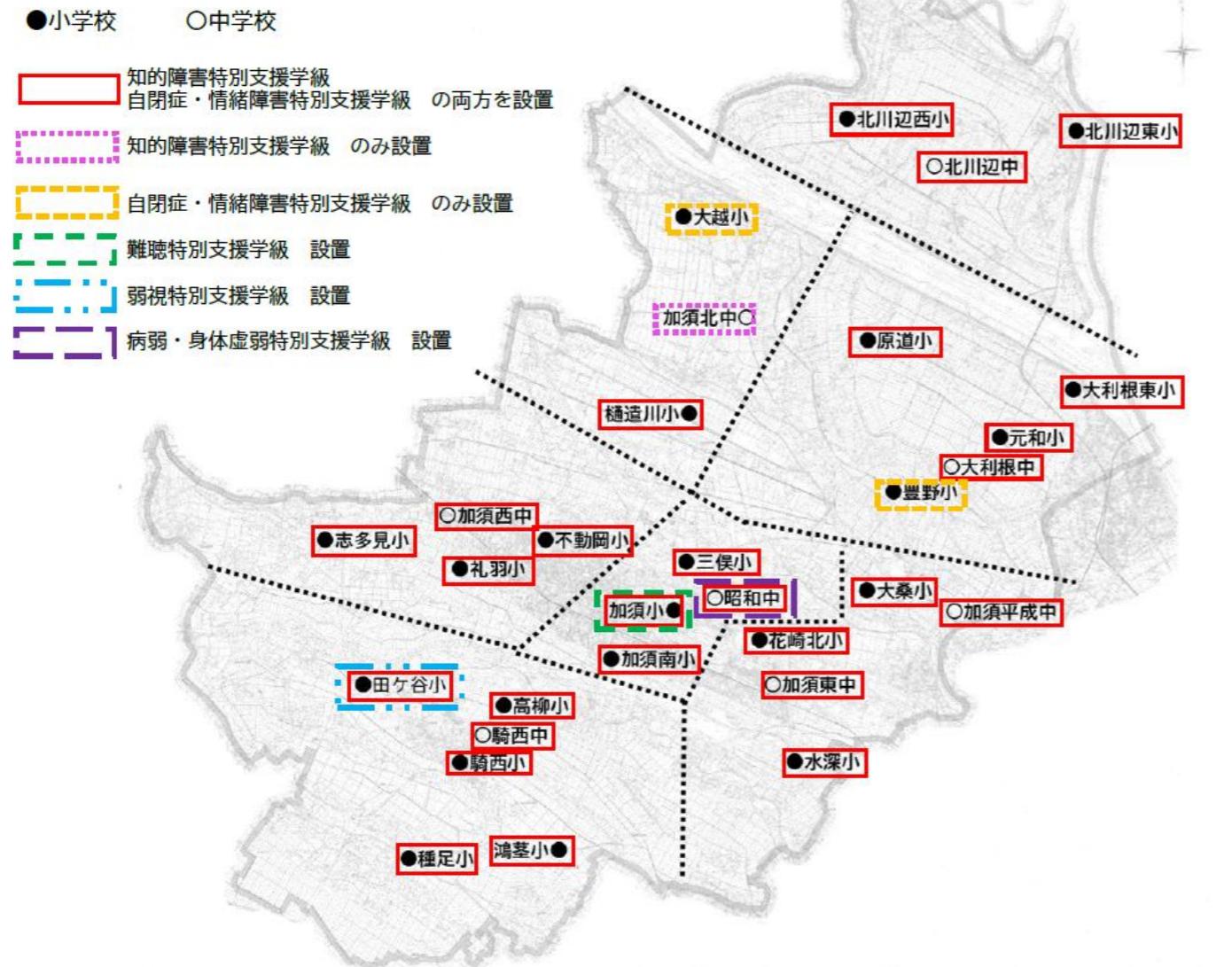
人口 111,828人  
(令和7年12月1日現在)

市立幼稚園… 8園  
市立小学校… 22校  
市立中学校… 8校

## 1 はじめに

# 加須市の現状(特別支援学級)

令和7年度 特別支援学級設置校マップ



市立小中学校全校に  
特別支援学級を設置

小 58学級278名  
中 28学級142名

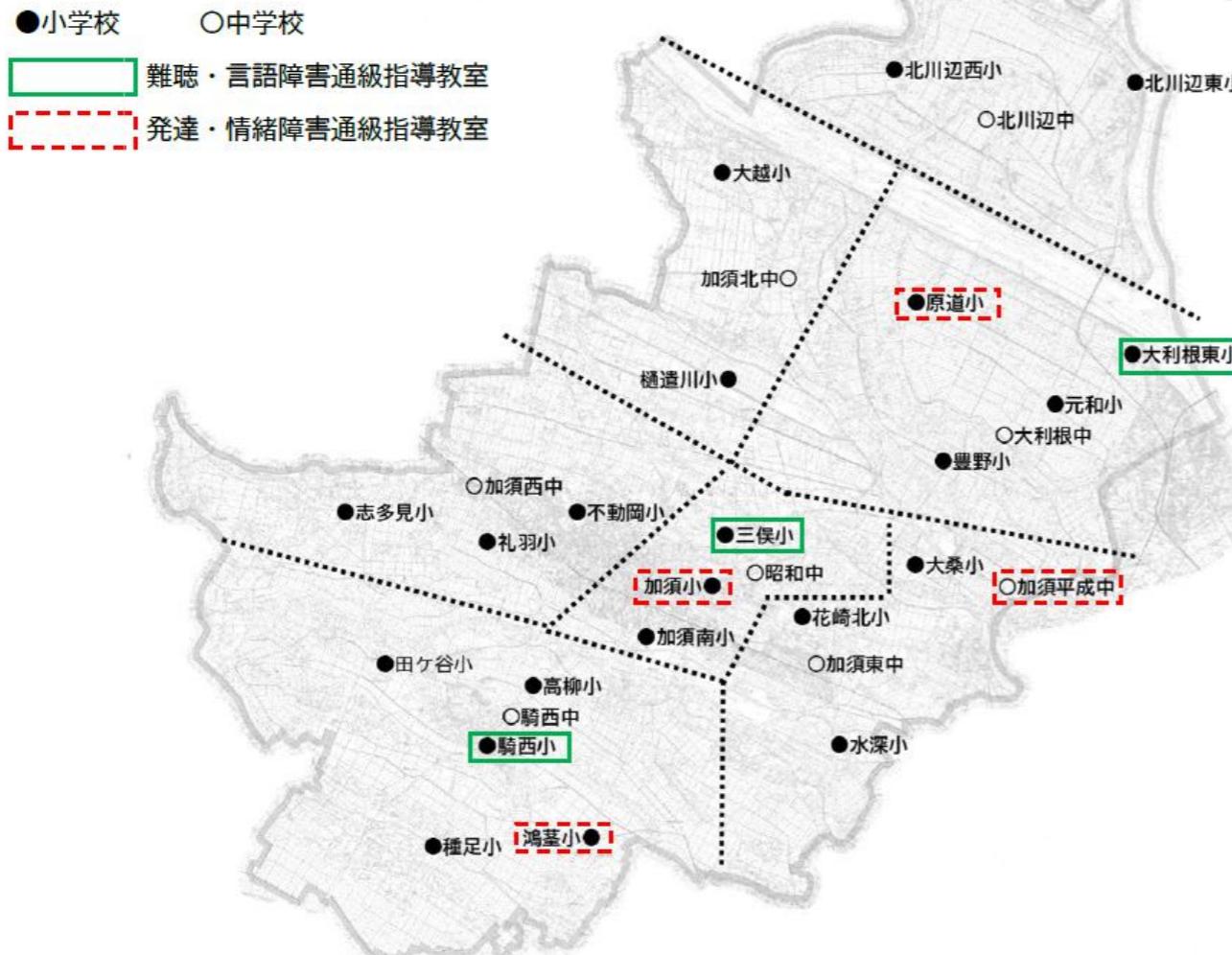
難聴学級  
弱視学級  
身体虚弱学級

## 1 はじめに

# 加須市の現状(通級指導)



令和7年度 通級指導教室設置校マップ



難聴・言語…97名  
小学校 3校4教室  
中学校 設置なし

発達・情緒…小43名  
中26名  
小学校 3校3教室  
中学校 1校1教室



## 特別支援学級の設置数と在籍者数

### 令和6年度

小学校 54学級250名

中学校 26学級140名

### 令和7年度

小学校 58学級278名

中学校 28学級142名

増加傾向



### 医療的ケア児への支援

### 中学校2校で開始

- ・看護師の任用
- ・訪問看護ステーション  
から看護師の派遣

令和7年度



教職員のための

## 就学相談ハンドブック

令和7年4月  
加須市教育委員会

### 就学相談の基本的な考え方

障がいのある子どもと障がいのない子どもが**可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求**するとともに、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、**一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供**できるようにする。



- 医療的ケア児支援センター たいよう
- 市の関係課(障がい者福祉課、財政課等)
- 支所の福祉担当
- 東部教育事務所担当指導主事
- 県教育局特別支援教育課担当指導主事
- 受入事例のある他市の指導主事



# 保護者の思いを受け止める

令和6年9月 教育センターにて関係者との話し合い

参加者 保護者(両親)

医療的ケア児支援センターたいよう 職員

北埼玉障害者基幹相談支援センター 職員

北埼玉障害者生活支援センター 職員

支所の福祉担当職員

在籍校の校長

両親が相談している機関の方(訪問看護ステーション等)

市教委担当指導主事



## それぞれの役割について確認

令和6年12月 入学予定の中学校で関係者との話し合い

参加者 保護者(両親)

医療的ケア児支援センターたいよう 職員

北埼玉障害者基幹相談支援センター 職員

北埼玉障害者生活支援センター 職員

支所の福祉担当職員

在籍校、入学予定校の校長

両親が相談している機関の方

市教委担当指導主事

## 2 受入準備

### 関係課への説明

説明資料

医療的ケア児についての資料を作成し、関係課に対して、支援の必要性について説明



## 2 受入準備

# 要綱の作成

加須市立小・中学校医療的ケア実施要綱 (令和7年2月25日 決裁)	
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、加須市立小学校又は中学校（以下「小・中学校」という。）において、医療的ケアを実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。</p>	
<p>(医療的ケア)</p> <p>第2条 この要綱において「医療的ケア」とは、小・中学校に在籍する児童生徒に対して、当該小中学校において行われる身体機能の維持又は健康維持のために必要な看護等の行為であって、医師が必要と認め、かつ、医師の指示の範囲で実施するものをいう。</p>	
<p>(実施主体)</p> <p>第3条 この事業の実施主体は、加須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。ただし、この事業の一部を健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する指定訪問看護事業者に委託することができる。</p>	
<p>(医療的ケアの実施条件)</p> <p>第4条 医療的ケアを実施するための条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 医療的ケアは、医師の指示に基づいて、日常的に継続して保護者が行っている行為であること。</li><li>(2) 医療的ケアの必要性が長期間にわたって存在し、かつ、児童生徒の身体の状態が安定していること。</li><li>(3) 保護者からの申請に基づき、この要綱に定める手続きを経て行われるものであること。</li><li>(4) 児童生徒の体調不良が予見される時等においては、児童生徒の安全性を確保するため、校長の指示により保護者が医療的ケアを行うこと。</li></ul>	
<p>(医療的ケアの実施依頼及び決定)</p> <p>第5条 医療的ケアの実施を希望する児童生徒の保護者は、医療的ケア実施依頼書兼同意書（様式第1号）に主治医が作成した指示書（様式第2号）を添付して、児童生徒が通学している、又は通学を予定している小・中学校の校長を経由して教育委員会に提出するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の書類が提出されたときは、医療的ケアの実施が可能かどうかを決定し、医療的ケア決定・否決定通知書（様式第3号）により保護者へ通知するものとする。</p>	
<p>(医療的ケアの実施)</p> <p>第6条 医療的ケアは、看護師等が実施する。</p> <p>2 医療的ケアを実施する看護師等は、前条の規定により医療的ケアの実施対象として決定を受けた児童生徒について、あらかじめ保護者、主治医、学校医その他医療機関との連携に努め、医師の指示書に基づき医療的ケアを実施する。</p>	
<p>(保護者の役割)</p> <p>第7条 保護者は、医療的ケアの実施において、次に掲げる事項について対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 登校時に児童生徒の健康状態について校長に報告すること。</li><li>(2) 医療機関に対する診療報酬等（主治医指示書、看護師等に対する主治医の指導等</li></ul>	

に係る費用及び文書料等）及び医療的ケア実施に必要な器具、消耗品に係る費用を負担すること。

(3) 医療的ケアに必要な器具、消耗品等を準備し、点検及び整備を行い、学校へ持参すること。

(4) 当該児童生徒の状態により、医療的ケアの内容に変更があるときは、校長及び看護師に知らせること。

(5) 緊急時における保護者等の連絡先を明確にし、校長に届け出るとともに、緊急時の対応等について、あらかじめ校長に説明すること。

(6) 医療的ケアの実施に関し、中止等の変更が生じたときは、医療的ケアの中止・廃止届（様式第4号）を速やかに校長に提出すること。

（中止又は廃止の決定）

第8条 校長は、前条第6号の医療的ケアの中止・廃止届が提出された場合は、速やかに教育委員会に提出するものとする。

2 前項に規定する場合において、教育委員会は、医療的ケアの中止・廃止決定通知書（様式第5号）により、当該届出をした保護者に通知するものとする。

（校内体制）

第9条 校長は、医療的ケアの実施に当たり、次に掲げる事項について校内体制を整備するよう努めなければならない。

- (1) 安全確保のための体制整備を行うため、校長の統括の下で、管理職、養護教諭、担任、看護師等の関係者からなる校内委員会において実施体制の評価及び検証を行うこと。この場合において、必要に応じて保護者の参加を求める。

- (2) 児童生徒に異常が生じた場合に備え、主治医及び保護者との連絡体制を整備するとともに、緊急時の対応については、日常的に確認をとること。

（教育委員会への報告）

第10条 校長は、毎月5日まで（5日が週休日等の場合は翌課業日）に医療的ケアの実施状況について、学校における医療的ケア実施報告書（様式第6号）により教育委員会へ報告しなければならない。

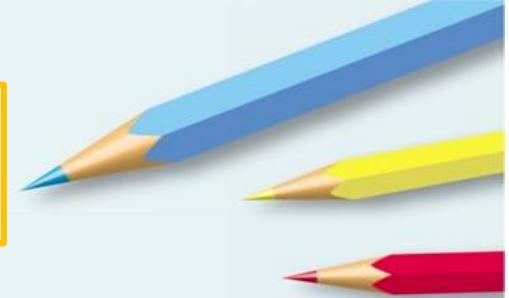
（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

・県のガイドライン  
・他市の要綱 等  
を参考に作成



## 2 受入準備

# 要綱の周知



市立各小・中学校長 様

加教学発第255号  
令和7年5月7日

加須市教育委員会教育長

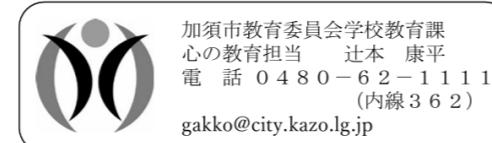
「加須市立小・中学校医療的ケア実施要綱」の施行について（通知）

標記の件について、令和7年4月1日より、加須市立小・中学校医療的ケア実施要綱を施行しました。

については、教職員に周知するとともに、保護者等から相談があった場合は、実施要綱に基づき、適切に対応願います。

## 校長会で説明

通知文を作成し、市立  
小・中学校に配布



○市のホームページで募集

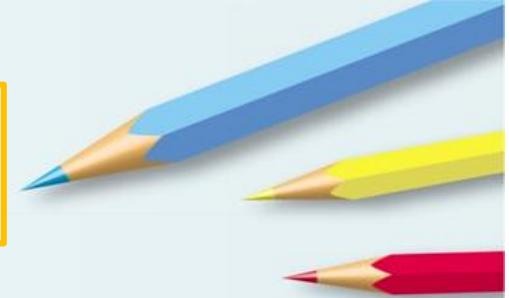
○市の関係課に照会

○医師会に照会

○職員の知り合い等

○市の会計年度任用職員に登録している方で

看護師の資格を所有している人に電話連絡





## ○年度当初の打合せ

### 【参加者】

- ・在籍校管理職、特別支援教育コーディネーター
- ・訪問看護ステーション所長
- ・保護者
- ・市教委担当指導主事

### 【主な内容】

- ・看護師が来校する時間とケアの内容
- ・看護師が来校した際の対応とケアの場所
- ・緊急時の対応
- ・校外行事の際の対応
- ・学校、保護者、訪問看護ステーションの情報共有の方法
- ・ケアに必要な道具の保管場所



○支援を開始するにあたって

- ・ケアの仕方等について**看護師と共通理解**
- ・**本人と看護師の関係性の構築**



保護者に協力を依頼



本人が慣れるまでは、保護者も一緒にケアに入ってもらった  
(4月中)

5月から看護師単独でのケアがスタート



## ○支援の実際

- ・看護師が12時頃に来校
- ・看護師が本人を教室まで迎えに行く
- ・看護師は連絡ノートを確認する
- ・本人とともにトイレに行ってケアをする  
(15分程度)
- ・看護師が本人を教室まで送る
- ・看護師は必要に応じて連絡ノートに  
その日の様子を記入する



## ○年度当初の打合せ

### 【参加者】

- ・在籍校管理職、特別支援教育コーディネーター
- ・准看護師
- ・保護者
- ・市教委担当指導主事

### 【主な内容】

- ・医療的ケアの内容と日常的な支援
- ・准看護師が勤務する時間帯
- ・緊急時の対応  
⇒何かあった時は、保護者がすぐに駆け付ける
- ・准看護師が不在になる際の対応

### 3 受入後の対応

## B中学校(心臓病、准看護師の配置)



### ○支援を開始するにあたって

- ・本人に必要な環境の整備

【身体・虚弱学級】

室温を23度に設定

教室内にベッドを配置

【校内】

移動の際の支援

しばらく学校生活を送った上で、**本人の困り感をもとに**学校と保護者で話し合いをもち、支援が必要な場合は対応を検討する



## ○支援の実際

- ・准看護師が本人の登校を出迎える
- ・朝の健康チェック
- ・酸素飽和濃度の測定
- ・酸素ボンベの交換
- ・移動等の支援

※ 生徒は月に1～2回程度美術部の活動に参加している准看護師の勤務時間外となるため、保護者が来校している



## 【成果】

- ・本人が安心して学校生活を送ることができている
- ・保護者の安心感をもつとともに、負担感の軽減につながった

## 【課題】

- ・看護師の確保
- ・ケアの内容に応じた看護師の配置
- ・教職員の研修